

◇工業標準化法第六十九条第一項の主務大臣等を定める政令の一部を改正する政令（政令第二五八号）（経済産業省）

1 題名

政令の題名を「産業標準化法第七十二条第一項の主務大臣を定める政令」とすることとした。

2 電磁的記録に係る産業標準に関する事項についての主務大臣

産業標準化法（以下「法」という。）第七十二条第一項第二号の政令で定める主務大臣は、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣であつて、当該電磁的記録の作成の事業を所管する大臣とすることとした。（第二条関係）

3 職務に係る産業標準に関する事項についての主務大臣

法第七十二条第一項第五号の政令で定める主務大臣は、内閣総理大臣、総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣又は環境大臣であつて、当該職務の提供の事業を所管する大臣とすることとした。（第五条関係）

4 経営管理の方法に係る産業標準に関する事項についての主務大臣

法第七十二条第一項第六号の政令で定める主務大臣は、次のとおりとすることとした。（第六条関係）

（一）法第七十二条第一項第六号に規定する産業標準に関する事項（次号に掲げるものを除く。）については、内閣総理大臣、総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣又は環境大臣であつて、当該経営管理の方法を用いることが見込まれる事業を所管する大臣。

（二）法第七十二条第一項第六号に規定する産業標準に関する事項のうち、業種に普遍的な経営管理の方法については経済産業大臣。

5 施行期日

この政令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（平成三十一年七月一日）から施行することとした。

◇工業標準化法に基づく認証機関等に関する政令の一部を改正する政令（政令第二五九号）（経済産業省）

1 題名

政令の題名を「産業標準化法に基づく認定産業標準作成機関等に関する政令」とすることとした。

2 認定産業作成機関の認定の有効期間を三年とすることとした。（第一条関係）

3 権限の委任

電磁的記録及び職務の日本産業規格への適合性の認証を行う認証機関の登録等に係る経済産業大臣の権限に属する事項を、経済産業局長に委任することとした。（第四条関係）

4 施行期日

この政令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（平成三十一年七月一日）から施行することとした。

政令

建築基準法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

平成三十年九月十二日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 麻生 太郎

政令第二百五十四号

建築基準法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、建築基準法の一部を改正する法律（平成三十年法律第六十七号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

建築基準法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、平成三十年九月二十五日とする。

国土交通大臣 石井 啓一  
内閣総理大臣臨時代理  
国務大臣 麻生 太郎

建築基準法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成三十年九月十二日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 麻生 太郎

政令第二百五十五号

建築基準法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、建築基準法の一部を改正する法律（平成三十年法律第六十七号）の一部の施行に伴い、並びに建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二十條第一項及び第三十四條第二項並びに同法第三十五條及び第三十五條の二（これらの規定を同法第八十七條第三項において準用する場合を含む。）、第三十六條、第五十六條の二（これらの規定を同法第八十六條の七第一項、第九十二條、第九十七條の二、第四項並びに第九十七條の六、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第三十三條及び第三十六條、不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第十八條第一項及び第十九條（これらの規定を同法第五十條第二項において準用する場合を含む。）並びに建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十八條第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

（建築基準法施行令の一部改正）

第一条 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）の一部を次のように改正する。

第二条 第四号に次のように加える。

「宅配ボックス（配達された物品（荷受人が不在その他の事由により受け取ることができないものに限る。）の一時保管のための荷受箱をいう。）を設ける部分（第三項第六号及び第三百三十七條の八において「宅配ボックス設置部分」という。）

第二条第三項に次の一号を加える。  
六 宅配ボックス設置部分 百分の一

第百八条の三第三項中「第十六項」を「第十五項」に改め、同条第四項中「第一項第二号」を「同項第二号」に、「から第十四項まで及び第十六項」を「第十三項及び第十五項」に改める。

第百十二条第十二項を削り、同条第十三項を同条第十二項とし、同条第十四項中「第九項又は第十二項」を「又は第九項」に改め、同項第二号中「第九項若しくは第十二項」を「若しくは第九項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十五項中「第十三項」を「第十二項」に、「第十項本文若しくは第十二項」を「若しくは第十項本文」に、「第十項ただし書」を「同項ただし書」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十六項を同条第十五項とする。

第百十三条第三号中「亀裂」を「亀裂」に改め、同号ただし書中「けた行方向」を「桁行方向」に改め、同項第四号中「前条第十四項第一号」を「前条第十三項第一号」に改め、同条第二項中「前条第十五項」を「前条第十四項」に、「同条第十五項」を「同条第十四項」に改める。

第百十四条第五項中「第百十二条第十五項」を「第百十二条第十四項」に、「同条第十六項」を「同条第十五項」に、「に準用する」を「について準用する」に改める。

第百十五条の二第二項第四号中「き裂」を「亀裂」に改め、同項第六号中「第百十二条第十四項第一号」を「第百十二条第十三項第一号」に改める。

第百二十三条第一項第六号中「第百十二条第十四項第二号」を「第百十二条第十三項第二号」に改める。

第百二十六条の二第二項中「第百十二条第十四項第一号」を「第百十二条第十三項第一号」に改める。

第百二十八条の三第二項及び第三項中「第百十二条第十四項第二号」を「第百十二条第十三項第二号」に改め、同条第五項中「第十四項から第十六項まで」を「第十三項から第十五項まで」に、「第百十二条第十五項」を「第百十二条第十四項」に、「第百二十九条の二の五第一項第七号中」を「同号中」に改める。

第百二十八条の五第四項中「第百十二条第十四項第二号」を「第百十二条第十三項第二号」に改める。

第百二十九条の二第二項中「第十二項及び第十三項」を「及び第十二項」に改める。

第百二十九条の二の五第一項第七号中「第百十二条第十五項」を「第百十二条第十四項」に改め、同号八中「同条第十三項」を「同条第十二項」に改める。

第百二十九条の十三の二第三号中「第百十二条第十四項第一号」を「第百十二条第十三項第一号」に改める。

第百三十五条の二の見出し中「緩和」を「適用除外等」に改め、同条第二項を同条第四項とし、同条第一項を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

法第五十六条の二第二項ただし書の政令で定める位置は、同項ただし書の規定による許可を受けた際における敷地の区域とする。

法第五十六条の二第二項ただし書の政令で定める規模は、同項に規定する平均地盤面からの高さの水平面上に、敷地境界線からの水平距離が五メートルを超える範囲において新たに日影となる部分を生じさせることのない規模とする。

第百三十六条の二第二号中「川等の空地若しくは水面又は」を「川その他の空地又は水面」に、「第百十二条第十四項第一号」を「第百十二条第十三項第一号」に改める。

第百三十六条の二の十一第一号イ(1)中「第二十四条」を「第二十三条」に改め、同条第二号の表(一)の項中「第十四項及び第十六項」を「第十三項及び第十五項」に改める。

第百三十七条の八第一号中「共同住宅」の下に「又は老人ホーム等(法第五十二条第三項に規定する老人ホーム等をいう。次号において同じ)」を加え、「又は貯水槽設置部分」を「貯水槽設置部分又は宅配ボックス設置部分」に改め、同条第二号中「共同住宅」の下に「又は老人ホーム等」を加え、「及び貯水槽設置部分」を「貯水槽設置部分及び宅配ボックス設置部分」に改め、同条第三号中「又は貯水槽設置部分」を「貯水槽設置部分の床面積の合計又は宅配ボックス設置部分」に改める。

第百三十七条の十四第三号口中「第百十二条第十四項第一号」を「第百十二条第十三項第一号」に改める。

第百三十七条の十九の見出し中「第二十四条等」を「第二十七条等」に改める。

第百四十四条の四第一項第一号ただし書中「一」を「いづれかに」に、「その一端のみが他の道路に接続したもの」を「法第四十三条第三項第五号に規定する袋状道路」に改め、同項第二号中「隅角をはさむ」を「隅角を挟む」に、「すみ切り」を「隅切り」に改め、同項第四号中「縦断勾配」を「縦断勾配」に改め、同項第五号中「側溝」を「側溝」に改める。

第百四十四条の五中「第四十三条第二項」を「第四十三条第三項第三号」に改める。

第百四十五条第一項第二号イ中「第百十二条第十四項第一号」を「第百十二条第十三項第一号」に改め、同項第三号中「瓦」を「瓦」に改める。

第百四十七条第一項中「又は第五項」を「第五項又は第六項」に改める。

第百四十八条第二項第一号中「第八十五条第三項」を「第四十三条第二項第一号、法第八十五条第三項」に改め、同項第二号中「第四十三条第一項」を「第四十三条第二項第二号」に改める。

第百四十九条第三項中「第百三十五条の十二第二項」を「第百三十五条の十二第四項」に改める。

第百四十九条第三項中「第百三十五条の十二第二項」を「第百三十五条の十二第四項」に改める。

第二条 次に掲げる政令の規定中「第四十三条第一項ただし書」を「第四十三条第二項第二号」に、「第五十七条の二第三項の規定による指定、同法」を「第四十三条第二項第一号」に改め、「認定」の下に、「同法第五十七条の二第三項の規定による指定」を加える。

一 宅地建物取引業法施行令(昭和三十九年政令第三百八十三号)第二条の五第二号

二 不動産特定共同事業法施行令(平成六年政令第四百十三号)第七条第二号

(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令の一部改正)

第三条 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令(平成二十八年政令第八号)の一部を次のように改正する。

第七条第三項第三号中「第八十五条第五項」の下に「又は第六項」を加える。

附則 (施行期日)

1 この政令は、建築基準法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(平成三十年九月二十五日)から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

国土交通大臣 石井 啓一  
内閣総理大臣臨時代理 国務大臣 麻生 太郎

御名 御璽

平成三十年九月十二日

内閣総理大臣臨時代理 国務大臣 麻生 太郎